

「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」(案) に対する意見

日本取引所自主規制法人 御中

私は、今回の「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の策定に関する背景を理解し、主旨に賛同したうえで、企業不正の防止と発見に関する研究者として、当案を作成された貴社に敬意を表すとともに、瑣事ではありますが意見を提出させていただきます。

第一に、当プリンシプルで対象とする「不祥事」についての定義が提示されるべきであると考えます。2016年2月の『不祥事対応のプリンシプル』の前文においては、「不祥事」の初出部分には「重大な法令違反その他の不正・不適切な行為等」を括弧書きで付加されています。当プリンシプルにおいても、「趣旨」の初出部分に同様の付加をするべきですと考えます。「不祥事」については、日弁連の『企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン』においても「犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等」と定義されています。これは、「不祥事 (Corporate Scandal)」が、「不正 (Fraud)」や「コンプライアンス違反 (Violation of Compliance)」よりも広い概念で、事故、失敗やミス、外部からのサイバー攻撃による被害等であっても、当該企業が対応を誤った場合や情報の報告や公開が適切でなかった場合にステークホルダーが好ましくない (不適切) と捉えれば不祥事と認識される可能性があるからです。

したがって、第二に、外部からの不正アクセスで子会社から多くの個人情報の流出をさせてしまった事例、工場における火災の対応を誤り消防隊の死亡事故につながった事例、食品への異物の混入を公表せずに隠蔽した事例など、不正やコンプライアンス違反以外の事例も「不祥事につながった問題事例」として挙げることによって、組織の決断の先送りや隠ぺいなど、内部統制システムが有効に機能しなければ不祥事につながることを示されると考えます。

第三に、当プリンシプルに使用される「経営陣」については、「経営者」とするべきであると考えます。これにより、『内部統制基準』における内部統制を整備及び運用する責任を持つ「経営者 (Management)」との整合性が取れ、なによりも CEO など執行の最高責任者自身が「不祥事予防」に強くコミットすることが強調されることとなります。

第四に、当プリンシプルの原則5の「グループ全体を貫く経営管理（Management Administration / Management Control）」は「グループ全体を貫く内部統制（Internal Control）」と変更することにより、前述の『基準』と整合性を取ることができます。さらに、企業グループの子会社・孫会社管理は、ガバナンスによるコントロール（取締役会などによる）だけではなく、有効な報告制度、内部監査、内部通報を含む内部統制を整備して運用することが親会社の経営者の責任であることを強調するべきであると考えます。

第五に、原則4では、万が一、社内監査や通報などにより不正やコンプライアンス違反の疑いを認識した場合には、素早い対応により、事実を把握し、影響はどの程度なのかを調査する力、そしてステークホルダーへ報告・開示する力、被害の回復、第三者委員会の設置や法的な対処、処分等をする力（自浄作用を発揮する力）を備えておくことを加えるべきであると考えます。

以上

2018年3月13日

提出者：

濱田真樹人

一般社団法人 日本公認不正検査士協会 理事長

連絡先：

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル 12階

電話番号：03-5296-8338 email: hamada@acfe.jp